

東京高裁書記官に訊く

— 民事部・刑事部編 —

本誌『書記官に訊く』シリーズでは、これまでに東京地裁との関係で、①民事保全・民事執行・刑事編(2009年1月号)、②民事訴訟手続・破産編(同年3月号)、③建築関係訴訟・借地非訟編(2010年11月号)、④労働部編(2012年11月号)、⑤交通部編(2013年8月号)、⑥商事部編(2014年11月号)、東京家裁との関係で、⑦家事部編(2009年7月号)、⑧少年部編(2011年12月号)を掲載して、好評を博してきた。

今回は、いよいよ東京高裁との関係で、民事部・刑事部編をお届けする。東京高裁には、民事部が20か部、刑事部が9か部存在する。各部において運用の異なる面もあるところであるが、本特集では、裁判手続の円滑化のためにはどのような点に注意すればよいのかという点を中心に、東京高裁の民事部、刑事部の書記官から一般的な注意事項をご指摘いただいた。

(伊藤 敬史, 臼井 一廣, 志賀 晃, 寺崎 裕史)

民 事 部 編

第1 平成20年ないし平成25年における 東京高裁民事部の事件数の動向

- (1) 新受件数の推移は、〈表1〉記載のとおりである。控訴の新受件数については平成22年に大幅に増加し平成23年にピークを迎えた後、減少しつつある。

〈表1〉

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
控訴	6395	6592	8488	8507	8335	7320
上告	107	146	181	273	228	205
抗告	2047	2342	2382	2447	2799	2511
特別抗告提起	737	753	709	679	932	1000
許可抗告申立て	346	385	345	380	482	595

- (2) 第1回期日において弁論終結とされた事件の数は、〈表2〉記載のとおりである。控訴事件(既済事件数)の中で第1回期日終結事件が占める割合は60%台後半から70%台前半となっている。

〈表2〉

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
第1回期日に弁論終結	4313	4188	5078	5607	6140	5604
控訴既済件数	6365	6390	7848	8572	8641	7645
割合	67.76%	65.54%	64.70%	65.41%	71.06%	73.30%

- (3) 証人・本人尋問実施数は、〈表3〉記載のとおりである。証人・本人尋問実施数及び既済事件数に占める証人・本人尋問実施数の割合は共に減少している。

〈表3〉

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
証人・本人尋問実施数	161	135	122	115	108	63
控訴既済件数	6365	6390	7848	8572	8641	7645
割合	2.52%	2.11%	1.55%	1.34%	1.25%	0.82%

- (4) 判決言渡し件数は〈表4〉、和解成立数は〈表5〉記載のとおりである。控訴既済件数に占める判決言渡し件数の割合は50～60%となっている。和解成立件数は控訴既済件数の約30%となっている。

〈表4〉

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
判決言渡し件数	3715	3540	4191	4585	5062	4442
控訴既済件数	6365	6390	7848	8572	8641	7645
割合	58.37%	55.40%	53.40%	53.49%	58.58%	58.10%

〈表5〉

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
和解成立件数	2098	2142	2564	2577	2536	2338
控訴既済件数	6365	6390	7848	8572	8641	7645
割合	32.96%	33.52%	32.67%	30.06%	29.35%	30.58%

- (5) 一方または双方に代理人が就いていない事件の数は〈表6〉記載のとおりである。控訴既済件数に占める割合は30%台前半から40%台前半となっている。

〈表6〉

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
代理人なし	2200	2037	3390	3642	2737	2261
控訴既済件数	6365	6390	7848	8572	8641	7645
割合	34.56%	31.88%	43.20%	42.49%	31.67%	29.57%

第2 控訴提起時の注意点

1 控訴状作成時における注意点等

- (1) 控訴状（表紙を付してある場合を除く）の第1頁

のつづり込み部分以外の右下部に約50ミリ四方の余白（受付日付印用）を設けてほしい（平成26年度版東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会編「平成26年度版弁護士職務便覧」（以下「職務便覧」という）124頁）。

- (2)ア 控訴状には、訴額、ちょう用印紙額の具体的な金額を必ず記載してほしい。

控訴提起の手数料算出の基礎となる訴額は、原則として、第一審訴え提起時が基準となり、かつ不服申立部分を限度とする（民事訴訟費用等に関する法律3条、別表第一の2項）。例えば、500万円の請求について、400万円を認容しその余を棄却した判決に対して、原告及び被告の双方が控訴する場合には、原告の控訴の訴額は100万円であり、被告の控訴の訴額は400万円となる（「訴額算定に関する書記官事務の研究」（法曹会）20頁）。

訴訟物価額の算定基準、具体的な印紙額については、職務便覧2頁、5頁～41頁が参考になる。

訴訟物価額の計算が複雑となる場合には、控訴状とは別に、独立の計算書が作成・添付されているケースが多い。

- イ 控訴手数料に関するその他の注意点としては、第一に、請求について判断しなかった判決（訴え却下、訴訟終了宣言等）に対する控訴提起の手数料は通常の控訴提起手数料額の2分の1の額となる（民事訴訟費用等に関する法律3条、別表第一の4項）というものがある。

第二に、申立手数料が定額とされている事件（人事訴訟事件の財産分与、年金分割及び子の監護に関する事項（養育料、面会交流等）の

〈表7〉送達用予納郵券額一覧表 東京高等裁判所(民事) 平成26年4月15日実施

予 納 郵 便 切 手 額 一 覧 表													
東 京 高 等 裁 判 所 民 事 訟 廷 事 件 係													
事件の種別 予 納 額	控 訴		抗 告						上 告 提 起 上告受理申立て 特別上告提起		特別抗告提起 抗告許可申立て (相手方なし)		高裁第一審 再 審
			一 般 (相手方なし)		民 事 執 行 借 地 非 訟		家 事						
総 額	6,000 円		2,400 円		4,500 円		3,500 円		5,600 円		2,200 円		控訴に同じ
内 訳	500円	8枚	500円	4枚	500円	8枚	500円	4枚	1,000円	2枚	500円	2枚	
	100円	6枚	82円	2枚	82円	2枚	100円	4枚	205円	10枚	205円	1枚	
	82円	10枚	50円	2枚	50円	4枚	82円	5枚	100円	6枚	100円	4枚	
	52円	5枚	20円	4枚	20円	4枚	20円	20枚	82円	5枚	82円	3枚	
	20円	10枚	10円	4枚	10円	3枚	10円	25枚	52円	2枚	20円	10枚	
	10円	10枚	5円	2枚	5円	2枚	2円	10枚	20円	12枚	10円	11枚	
	1円	20枚	1円	6枚	2円	5枚	1円	20枚	10円	12枚	5円	5枚	
					1円	6枚			5円	12枚	1円	14枚	
1円					16枚								
備 考	当事者1名増すごとに1,072円2組追加 ◎附帯控訴について 相手方1名の場合 1,072円2組 1名増すごとに 1,072円追加		当事者1名増すごとに上記の「一般」の組合せ(2,400円分)を1組追加 ◎再抗告について 上記のほか当事者1名につき1,072円追加 ◎DV事件については家事抗告の例による						当事者1名増すごとに計2,310円追加〔内訳〕 500円 2枚 205円 4枚 100円 2枚 82円 2枚 52円 1枚 20円 1枚 10円 3枚 5円 2枚 1円 14枚		当事者1名増すごとに上記の額の組合せを1組追加 特別抗告提起, 抗告許可申立ての両方を申し立てる場合、特別抗告提起, 抗告許可申立てのそれぞれに必要		

部分等に対する事件等) の判決に対する控訴提起の場合は、第一審における申立手数料の1.5倍となる(民事訴訟費用等に関する法律3条, 別表第一の2項を類推適用) ということが挙げられる。

- (3) 控訴状には、その必要的記載事項として、①当事者、②法定代理人、③第一審判決の表示、④その判決に対して控訴をする旨を記載しなければならない(民事訴訟法286条2項)。

①当事者及び②法定代理人の表示は、訴状におけるそれと同一である。

③第一審判決の表示としては、判決をした裁判所、事件番号、判決言渡年月日等が記載されていれば足りる。ただ、実際には、第一審判決の主文も記載されている例が多い。

④その判決に対して控訴をする旨は、文書全体(標題を含む) から表示された判決に対する不服

申立てであることが分かれば足りるが、控訴の趣旨も記載されているのが通例である。この控訴の趣旨の記載は、不服の範囲として、控訴提起の手料の算定基礎となる。

- (4) 控訴状には、裁判所に提出すべき書面の一般的記載事項として要求される事項(民事訴訟規則2条)を記載し、当事者または代理人が記名押印する。

送達場所、送達受取人の届出は、全審級を通じてその効力を有するものと解されるから、あらためて同一内容の届出を行う必要はない。ただ、実際には、控訴状に送達場所等を記載している例が多い。

2 予納郵券

控訴、抗告その他の裁判を東京高裁民事部に申し立てる際の予納郵便切手額は、〈表7〉記載のとおり。

3 委任状、資格証明書の提出

地裁段階での代理人が高裁で委任状を提出することが必要であるか否かという点については、厳密に言えば不要であるが、代理権を明確にするため、実務では提出を求めている。

資格証明書（当事者が法人である場合）についても、代表者の交替等の可能性があるため、実務では提出を求めている。

4 控訴状の写しの提出

控訴事件については、控訴状の正本・副本のほかに、控訴状の写しの提出を求めている。例えば行政事件については2通、労働事件、選挙関係事件については3通の写しの提出をお願いしている。その他の事件については、職務便覧125頁を参照のこと。

第3 反論書(控訴答弁書)に関する 注意点等

1 反論書の提出期限

民事訴訟規則183条によれば、裁判長は被控訴人に対し、相当期間を定めて反論書の提出を命じることができるものとされているが、実務では期限を定めて提出を命じることは少ない。

しかし、控訴理由書の提出に対応して、被控訴人側からも反論書を提出することで、控訴審における争点を早期に確定することが可能になるので、反論書の提出は、充実した審理の実現を図るために有益である。

2 費用負担についての答弁

第一審の判決主文において訴訟費用が相手方（控訴人）の全部負担とされているにもかかわらず、控訴答弁書の「控訴の趣旨」に対する答弁部分に「訴訟費用は、第1, 2審とも控訴人の負担とする。」と記載するのは誤りである。この場合の正しい記載は「控訴費用は控訴人の負担とする。」となる。

第4 控訴状提出時から 控訴状送達時までの 裁判所における取扱い

1 受理手続一般

(1) 地裁事件係での処理

控訴人が控訴状を地裁事件係に提出した後、その事件係は形式的事項の確認を行った上で、民事裁判事務支援システムへの登録を行う。そして、事件番号を付した上で控訴状を地裁の担当部に送る。

(2) 地裁担当部での処理

地裁の担当部ではまず、控訴の適法性についての審査を行う。控訴が不適法でその不備を是正することができないことが明らかな場合には決定で控訴を却下する。

上記以外の場合には、地裁担当部の裁判所書記官が記録を整理した上で地裁の記録係に事件記録を送る。

(3) 地裁記録係での対応

地裁の記録係では、裁判所書記官による記録精査、

〈表8〉控訴審における記録の編綴

- | |
|---|
| 第1分類：①調書群（口頭弁論調書，弁論準備手続調書，和解期日調書等）
②判決書群（判決書，和解調書，訴え取下書，控訴取下書等）
③訴状群（控訴状，答弁書，準備書面，控訴理由書等） |
| 第2分類：①目録群（書証目録，証人等目録）
②証拠説明書群
③書証群
④証拠調べ調書群
⑤囑託回答書群
⑥証拠申出書群 |
| 第3分類：その他の書類
代理関係書類，資格証明関係書類，強制執行停止事件記録，その他
（訴額及び管轄関係書類，訴状補正命令書，移送申立書・同決定書，訴訟救助関係書類等） |

内部での決裁を経た上で，事件記録を控訴裁判所に送付する。

（4）事件の配てん

事件記録が控訴裁判所に送られると，各民事部への事件の配てん，事件番号の決定が行われる。

控訴状提出時から配てん時までには，通常，1か月余りの時間を要する。この間の処理の進捗状況については，地裁の事件係で確認可能である。

（5）控訴人に対する照会書の送信

控訴状の形式点検を終えた後，担当書記官は，控訴人に対し，「訴訟進行に関する照会書」をファクシミリ送信して，参考事項の聴取を行っている。

照会書には，第一審の裁判所，事件番号と控訴審の事件番号，担当部，担当書記官名が記載されているので，控訴人は，これによって控訴審の係属部及び事件番号を把握することができる。

（6）被控訴人に対する照会書の送信

控訴状の形式的点検を終了後，担当書記官は，被控訴人の第一審代理人宛てに「訴訟進行に関する照会書」をファクシミリ送信して，参考事項の聴取を行っている。

照会書には，第一審の裁判所，事件番号と控訴審の事件番号，担当部，担当書記官名が記載されているので，被控訴人は，これによって控訴審の係属部及び事件番号を把握することができる。

2 誤って高裁に控訴状が提出された場合の処理

（1）地裁で第一審判決が言い渡された事件について，誤って控訴状が高裁に提出された場合，それが高裁窓口への持参であれば，窓口で教示して地裁への提出を促すことになる。

（2）これに対し，控訴状が高裁へ郵便により提出された場合等は，電話等により提出裁判所の説明とともに地裁への提出を促し，了解を得たときには速やかに来庁を求めて控訴状を返還する取扱いをする場合もある。

しかし，上記のような速やかな対応ができない場合は，控訴期間の点も踏まえて高裁で受理して立件し，配てんを受けた部において地裁の担当部署へ控訴状の提出があった旨を通知する。高裁の取扱いとしては，第一審裁判所への移送，管轄違いを理由として控訴の却下などが考えられ，高裁の判断となる。移送決定となった場合は，確定を待って事件を地裁に送付して処理を委ねることになる。

第5 控訴事件におけるその他の注意点等

（1）記録の編成順序

控訴審における記録の編成順序は，〈表8〉記載の

〈表9〉

ファクシミリにより提出することができる書面の例	
控訴理由書及びこれに対する反論書その他の準備書面 書証の写し 証拠提出書 証拠説明書 尋問事項書 書証の認否書 期日変更申請書 期日請書 和解条項案 受諾和解における受諾書 郵券の受領書 住所・送達場所に関する届出書 上申書 事務連絡に対する回答書	
ファクシミリにより送信することができない書面の例	
規則3条1項 1号書面	上告状 上告受理申立書 特別上告状 附帯控訴状 特別抗告状 抗告許可申立書 附帯抗告状 請求の拡張の記載がある準備書面 訴状 反訴状 選定者に係る請求の追加申立書 執行停止の申立書 訴え提起前の証拠保全の申立書 独立当事者参加申出書 補助参加申出書 忌避の申立書 手数料を要する申請書（各種証明申請書，執行文付与申請書 記録の正本・謄本の申請書等）
規則3条1項 2号書面	上告・控訴・抗告・訴えの各取下書 取下げの同意書 請求の放棄又は認諾をする旨の書面 上訴権放棄書 除斥の申立書 請求の減縮の記載がある準備書面
規則3条1項 3号書面	資格証明書類（商業登記簿謄本，戸籍謄本，破産管財人証明書，家事審判書謄本等） 訴訟委任状 鑑定人の宣誓書
規則3条1項 4号書面	上告・上告受理申立て・特別上告・再抗告・特別抗告・抗告許可申立ての各理由書

*作成：LIBRA編集部

のとおりである。

(2) ファクシミリによる書面提出時の注意点

ア ファクシミリによる提出が可能な書面，不可能な書面の具体例は，〈表9〉記載のとおりである。

イ ファクシミリにより提出した書面については，そのクリーンコピーは担当部から提出を求められた場合のみ提出すれば足りる（民事訴訟規則3条3項）。

ウ 送信する書面のサイズは原則としてA4判でお願いしたい。A4判以外のサイズの書面が送信された場合には，再送信等をお願いすることもある。

エ 送信する書面の各葉には，页数または丁数を記載されたい。页数または丁数を記載した場合には，契印は不要となる。また，書面の最後には「以上」という文言を記載されたい。

オ 枚数の多い書面（おおむね30枚以上）の送信については，あらかじめ担当部にご相談されたい。

カ 送信の時間帯については，原則として，平日の午前9時から午後5時までの間にしていきたい。

キ その他の注意点については，職務便覧158頁以下の東京高裁民事部「ファクシミリ利用のご案内」を参照されたい。

第6 抗告提起の際の委任状，資格証明書の要否

(1) 委任状

付随的決定に対する抗告については，原則として抗告提起に際し改めて委任状の提出は要しない（本案訴訟の代理権に当然包含される付随行為と解される）。

これに対し，独立的決定に対する抗告については，控訴の場合と同様，あらためて委任状の提出を求める取扱いが多いと思われる。

(2) 資格証明書(当事者が法人である場合)

抗告審での審理期間が比較的長くなることが予想される事件については，代表者等の変更の可能性もあることから，控訴の場合と同様に，資格証明書の提出を求めている。

ただ，審理期間の短い付随的決定に対する抗告事件については，不要とされる場合もあろう。

第7 その他の注意点

職務便覧124頁ないし126頁を参照されたい。

1 はじめに

控訴審の手続は、事後審であること、被告人に公判期日の出頭義務がないこと、弁論権がないことなど、控訴審特有の事項も少なくありません。手続面で疑問が生じた場合には、書記官室にお気軽にお問い合わせください。

なお、高裁各部の取扱いは、平成26年12月現在の東京高裁刑事部の取扱いです。訴訟運営、訴訟指揮に関する高裁各部の取扱いは、必ずしも一致していませんので、御理解をお願いします。

2 控訴趣意書の差出最終日の指定、通知について

(1) 控訴趣意書差出最終日の通知

控訴趣意書差出最終日を指定すると、担当部は、被告人及びその時点で選任されている弁護人に通知書を送達します。

国選弁護人選任予定の事件については、法テラスへの国選弁護人候補指名通知依頼書（法テラスから受任希望の弁護士にその写しが交付されます）に控訴趣意書差出最終日を記載しています。

(2) 控訴趣意書差出最終日の指定後に弁護人選任届を裁判所に提出した弁護人への通知

「電話連絡」や「書面送付」の方法により、控訴趣意書差出最終日を弁護人に通知しています。

なお、控訴趣意書差出期間経過後に控訴趣意書を裁判所に差し出した場合、その遅延がやむを得ない事情に基づくものと認められない限り、控訴棄却の決定がされることとなりますので（刑事訴訟法386条1項1号、刑事訴訟規則238条）、十分に注意し

てください（控訴趣意書差出最終日の変更の申出については、後記5(2)を参照のこと）。

3 記録の閲覧謄写

(1) 申請場所、閲覧時間

刑事記録閲覧室（15階北）が窓口です。申請書は、刑事記録閲覧室に備付けのものを利用してください。閲覧時間（受付時間）は午前9時から午後0時15分まで及び午後1時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までは閉室）です。午後5時で閉室となりますので、閲覧時間を考慮の上、閲覧申請をお願いします。

なお、弁護士事務所の事務員による閲覧謄写の場合には、申請時に委任状（委任事項、受任者の特定事項〔氏名及び住所または弁護士事務所所属事務員である旨〕を記載したもの）を添付し、本人確認できるものを持参するよう御指導をお願いします。

(2) デジタルカメラ等の撮影による謄写

記録破損のおそれがなく、かつ、他の閲覧人の妨げにならない場合、弁護人自身がデジタルカメラ等の撮影による謄写をすることが可能です。

(3) セルフコピー機

刑事記録閲覧室に司法協会が設置したセルフコピー機が1台あります。平成26年12月現在の費用は、白黒1枚10円、カラー1枚50円です（各サイズ共通。使用できる硬貨は、5円、10円、50円、100円及び500円です。使用できる紙幣は、1000円札だけです）。

(4) 第一審が裁判員事件の記録の閲覧謄写、証拠物等の閲覧謄写

裁判員選任記録の閲覧は、担当部に相談してください。DVDや証拠物の閲覧謄写も同様です。

(5) 被害者保護法*に基づく被害者または被害者から委託を受けた弁護士による記録の閲覧謄写

担当部で処理していますので、閲覧謄写申請にあたっては、事前に担当部に手続等について相談してください。

なお、控訴審弁護人は被害者等による閲覧謄写申請に関する書類を閲覧謄写できますので、被害者の住所等を秘匿したい事情がある場合は、書類の作成に当たり留意してください。

4 保釈請求について

(1) 請求書の提出先

高裁刑事訟廷事件係（15階北）が窓口です。

(2) 保釈面接

裁判官面接の希望がある場合には、（電話面接を含め）請求書にその旨を記載してください。

(3) 身元引受書

原審で身元引受書の原本を提出している場合であっても、控訴審での保釈請求の際には、身元引受書の原本を提出してください。

(4) 原審の保釈保証金の流用に関する同意書

原審の保釈保証金の流用を希望する場合で、保釈

請求者と原審の保管金提出者が異なるときは、原審の保管金提出者の流用についての同意書を当審あての保釈請求書に添付してください。例えば、原審の禁錮以上の実刑判決後に再保釈が認められ（被告人も釈放され）、その後控訴審で被告人側の控訴が棄却された後に、被告人側から再々保釈の請求がなされたような場合です。

(5) 電子納付

高裁の刑事事件においても保釈保証金の電子納付は可能です。ただし、電子納付をする場合には、一定時刻以降の納付は翌日処理となるなど、留意していただきたい点がありますので、事前に担当部に相談してください。

5 控訴趣意書の提出

(1) 控訴趣意書の提出

ア 提出部数

印影のあるもの2部（原本、検察官用謄本各1（刑事訴訟規則241条）のほか、運用上、写し3部（裁判官用）を提出してください。

イ 郵送提出

郵送による提出も可能です。ただし、期限内に提出するためには、遅配とならないよう留意してください。

ウ 控訴趣意書に疎明資料や保証書を添付する場合の留意点

刑事訴訟法が疎明資料や保証書の添付を要求している場合には、該当条文及びどの点の疎明かを控訴趣意書に明示した上、その資料を添付して

*編集部注：犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律

ください（資料の部数は、提出する控訴趣意書の部数（5部）に合わせていただきたいのですが、支障があれば担当部に相談してください）。

なお、控訴趣意書に添付した疎明資料または保証書について、事実取調請求の予定もあるものについては、別途、事実取調請求書の提出をお願いします（重ねて資料写しの提出が必要かについては担当部に相談してください）。

エ 不適切な添付資料の例

単に事実の取調請求予定に過ぎない資料が控訴趣意書に添付されていることがあります。事実の取調請求予定の資料は控訴趣意書には添付しないで、別途、事実取調請求書を提出する取扱い（資料の写しも添付）をお願いします。

オ 主任弁護人でない弁護人による控訴趣意書の提出

弁護人は各自が控訴趣意書を提出することができます（刑事訴訟規則239条）ので、複数の弁護人のうちの一部の弁護人も控訴趣意書を提出できます。

なお、連名で作成された控訴趣意書について、そのうちの一部の提出者の名下の押印が他の提出者の代印の場合がありますが、代印は認められないので留意してください。

カ 弁護人作成の控訴趣意書の形式的不備

事件名、事件番号、被告人名等の誤記、被告人のことを控訴人と誤って表示している例があります。

なお、控訴趣意書には控訴理由を簡潔に明示しなければならない（刑事訴訟規則240条）ところ、控訴理由が刑事訴訟法377条ないし382条及び383条に限定されている（刑事訴訟法384条）にもかかわらず、控訴理由を明示しないで、原判決後の事情だけを記載するといったことがないようにお願いします。

キ 原審記録の援用（丁数）

控訴趣意書自体によって、その記載した事実が訴訟記録のどこに記載されているか（どこに現れているか）、記録の丁数、原審の証拠番号等を簡明に引用特定していただけるとありがたいです。

ク 検察官控訴の場合の控訴趣意書の送達

検察官作成の控訴趣意書を受け取った場合、速やかに、被告人へ送達するほか、実務上、弁護人（主任弁護人が指定されているときには主任弁護人）にも送達しています。

ケ 答弁書の提出

答弁書の提出は、原則として任意です。控訴趣意書謄本を受け取った日から7日以内に差し出すことができます（刑事訴訟規則243条1項）。提出方法は、郵送でも可能です。

なお、ファクシミリによる提出は認められていません。

(2) 控訴趣意書差出最終日の変更の申出について

申出時期に制限はありませんが、変更を要する事情を具体的に主張していただく関係上、「書面」で提出してください。変更の申出は、職権発動を促すにすぎず、変更を認めるか否かは裁判体の裁量になります。例えば、私選弁護人が辞任し、新たに国選弁護人を選任したが、差出最終日までに当該事件の控訴趣意書を作成する時間的余裕がないケースなどで変更が認められたことがあるようです。

なお、控訴趣意書の提出権は、被告人及び弁護人が各別に持っていますので、例えば、A弁護人からなされた変更の申出に対する変更許可は、当然には、他の弁護人Bや被告人の差出最終日の変更とはならない点に留意してください（他の弁護人や被告人を含めて差出最終日の変更を求めるときには、その旨を明記してください）。

(3) その他（控訴趣意補充書、被告人作成の控訴趣意書）

ア 控訴趣意補充書の提出について（新たな控訴趣意の追加、弁護士交替の場合）

控訴趣意書差出最終日より前に提出された場合、控訴趣意書と同一に扱われます。

期間経過後に提出された場合、先に期間内に提出された控訴趣意書の記載を形式的に訂正したり、内容を敷衍するときには、「控訴趣意訂正書」または「控訴趣意補充書」として認められます。しかし、「新たな控訴趣意の追加」となるときには、裁判所が、刑事訴訟規則238条の「やむを得ない事情」によるものと認めない限り、裁判体から主張の撤回を促されたり、弁論の制限がなされることがありますので、留意してください。

なお、控訴趣意書提出後に弁護士が交替することがありますが、新たな弁護士であることを理由に、当然に、控訴趣意書差出最終日が指定されたり、先の最終日の変更が認められるわけではない点に留意してください。先に指定された控訴趣意書差出最終日までに、新たな弁護士が控訴趣意書を提出したり、期間経過後であっても（既に提出された控訴趣意書を前提に）控訴趣意補充書を提出することはもとより可能です。

また、控訴趣意補充書等の提出にあたっては、控訴趣意書を提出する場合と同様の部数の提出をお願いします。

イ 被告人作成の控訴趣意書について

被告人が提出した控訴趣意書は、法令に従った作成がなされていないことが少なくありません。例えば、形式面では、裁判所に提出する被告人の作成書面は、署名押印が必要となります（刑事訴訟規則60条、60条の2第2項）が、記名押印の場合

があります。また、実質面では、控訴趣意書には、控訴の理由を簡潔に明示しなければなりません（刑事訴訟規則240条）が、控訴理由が全く記載されていなかったり、法の定める疎明資料や保証書の添付がなかったり、「事実の援用」を欠いている場合があります。このような場合の取扱いは、裁判長の訴訟指揮によります。

6 事実取調請求

(1) 請求時期について

刑事訴訟法393条の事実取調請求を行う場合、公判期日の1週間前から10日前までに請求書を提出していただきたいのですが、あらかじめ担当部に確認してください。

(2) 請求書及び書証の写しについて（部数）

請求書については、印影のあるもの2部とその写し3部を、添付資料や書証写しについては各5部を提出してください。

(3) 被告人質問や証人尋問を希望する場合（陳述書）

当事者において被告人質問を希望する場合、事実取調請求書に記載してください。

被告人質問や証人尋問を事実取調べ請求する場合、陳述書の添付は不要です。

7 公判期日を迎えるに当たり

(1) 被告人の出頭義務

控訴審では、原則として、被告人に公判期日の出頭義務はありません（刑事訴訟法390条本文）が、被告人の公判期日に出頭する権利を保障するため、

召喚状（控訴審の召喚状には出頭義務はない旨の付記があります）を送達する方法により，公判期日を被告人に通知しています。

(2) 被告人の出頭希望

出頭希望の有無を事前に裁判所に御連絡いただく必要はありません。ただし，開廷時に被告人が不在の場合，裁判体において，公判を進めてよいか弁護人の意向を確認する場合がありますので，被告人の出頭予定の把握をお願いします。

(3) 刑事訴訟法 393 条 4 項の事実取調後の弁論 (弁論要旨の事前提出の可否)

事実取調後の弁論について弁論要旨を作成する場合，弁論要旨の事前提出の可否については，担当部に照会してください。

弁論要旨を提出する場合には，印影のあるもの2部，写しを3部お願いします。

(4) 期日の変更

期日変更申請書には，希望日を記載するほか，変更を必要とする事由について，具体的に疎明していただく必要があるのは原審の場合と同様です。急ぐときは第一報を書記官室に電話で御連絡いただき，その上で書面を提出していただいた方がよいと思われます。

8 判決宣告後の手続について (上告申立て)

(1) 窓口

最高裁宛ての上告申立書を高裁刑事訟廷事件係に提出してください（15階北）。

(2) 形式不備の例

被告人が，記名押印しているケースが少なくありません。弁護人に認められる記名の例外規定は，被告人に対して適用されたり，準用されたりはしません（刑事訴訟規則60条，60条の2第2項）ので，被告人は，署名押印する必要があります。

そのほか，事件名の誤記，判決内容の誤記の例があります。

9 その他（抗告申立ての形式不備の例）

抗告申立書に理由を記載していないことがありますが，理由の記載をお願いします。申立書に申立理由の記載があると認められず，申立期間内に理由書の提出もないときは，手続がその規定に違反したものと見做され，申立てを棄却すべきである（即時抗告又はこれに代わる異議申立てに関して，最三小決昭和54年11月6日刑集33巻7号685頁）とされていますので，御注意ください。

〈参考〉平成25年度司法統計刑事編掲載データ（東京高等裁判所部分を抜粋）

1. 被告人側控訴理由の状況（2以上の控訴理由がある場合にはそれぞれの理由欄に計上）

(1) 全体（第58表から抜粋）

終局総人員	控訴申立人 総数 (被告人側)	刑訴377条, 刑訴378条	訴訟手続の 法令違反 (刑訴379条)	法令適用の 誤り (刑訴380条)	量刑不当 (刑訴381条)	事実誤認 (刑訴382条)	判決後の情状 (刑訴393条 2項)	その他
2,235	2,217	43	150	94	1,551	755	138	7
	総数に占める割合	1.94%	6.77%	4.24%	69.96%	34.06%	6.22%	0.32%

(2) 第一審が裁判員裁判の控訴事件（第61表から抜粋）

終局総人員	控訴申立人 総数 (被告人側)	刑訴377条, 刑訴378条	訴訟手続の 法令違反 (刑訴379条)	法令適用の 誤り (刑訴380条)	量刑不当 (刑訴381条)	事実誤認 (刑訴382条)	判決後の情状 (刑訴393条 2項)	その他
189	187	11	30	12	129	135	13	3
	総数に占める割合	5.88%	16.04%	6.42%	68.98%	72.19%	6.95%	1.60%

2. 証拠方法の状況（第59表から抜粋）

終局総人員	事実の取調べ のあったもの (総数)	事実の取調べ のあったもの (被告人質問のみ)	証人調べの あった被告人 (総数)	鑑定のあった 被告人	検証のあった 被告人	書証・物証の 取調べ等の あった被告人
2,235	1,163	671	134	1	2	406
	総数に占める割合	57.70%	11.52%	0.09%	0.17%	34.91%

3. 処遇の状況（第60表から抜粋）

終局総人員	勾留された人員 (総数)	第一審判決 宣告後の釈放数 (保釈)
2,235	1,878	184

4. 控訴棄却の状況（第67表から抜粋, 2以上の控訴理由がある場合にはそれぞれの理由欄に計上）

(1) 総数

棄却人員	控訴申立人 総数 (被告人側)	刑訴377条, 刑訴378条	訴訟手続の 法令違反 (刑訴379条)	法令適用の 誤り (刑訴380条)	量刑不当 (刑訴381条)	事実誤認 (刑訴382条)	判決後の情状 (刑訴393条 2項)	その他
1,571	1,564	36	132	80	1,240	667	100	3
	総数に占める割合	2.30%	8.44%	5.12%	79.28%	42.65%	6.39%	0.19%

(2) (1) のうち、事実の取調べがあったもの

棄却人員	控訴申立人 総数 (被告人側)	刑訴377条, 刑訴378条	訴訟手続の 法令違反 (刑訴379条)	法令適用の 誤り (刑訴380条)	量刑不当 (刑訴381条)	事実誤認 (刑訴382条)	判決後の情状 (刑訴393条 2項)	その他
978	972	20	55	46	900	290	88	0
	総数に占める割合	2.06%	5.66%	4.73%	92.59%	29.84%	9.05%	0.00%

5. 控訴事件の破棄人員の状況（第69表から抜粋, 2以上の控訴理由がある場合にはそれぞれの理由欄に計上）

(1) 総数

破棄人員	控訴申立人 総数 (被告人側)	刑訴377条, 刑訴378条	訴訟手続の 法令違反 (刑訴379条)	法令適用の 誤り (刑訴380条)	量刑不当 (刑訴381条)	事実誤認 (刑訴382条)	判決後の情状 (刑訴393条 2項)	その他
246	238	7	12	13	215	69	34	4
	総数に占める割合	2.94%	5.04%	5.46%	90.34%	28.99%	14.29%	1.68%

(2) (1) のうち、事実の取調べがあったもの

破棄人員	控訴申立人 総数 (被告人側)	刑訴377条, 刑訴378条	訴訟手続の 法令違反 (刑訴379条)	法令適用の 誤り (刑訴380条)	量刑不当 (刑訴381条)	事実誤認 (刑訴382条)	判決後の情状 (刑訴393条 2項)	その他
213	208	5	9	7	198	46	34	2
	総数に占める割合	2.40%	4.33%	3.37%	95.19%	22.12%	16.35%	0.96%

* 上記の表のうち、「総数に占める割合」部分は、編集部において、司法統計の数値に基づいて算出した値を記載した。* 作成：LIBRA編集部